

第256回一関市教育委員会定例会

日時 令和5年10月25日（水）

午後1時30分から

場所 花泉支所東大会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第25号 一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第2 議案第26号 一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

3 報 告

(1) 一関市議会定例会105回9月通常会議（一般質問）の状況について （資料No.1）

(2) 行事報告及び行事予定について （資料No.2）

4 その他

(1) 令和5年度学校教育行政の重点について（グローバル化への対応） （資料No.3）

(2) その他

5 閉 会

第256回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第25号	一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第26号	一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第25号

一 関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
一 関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和5年10月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
一関市教育委員会文書取扱規程（平成27年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(準用) 第7条[略]	<u>(準用)</u> <u>第7条[略]</u> <u>(統合型校務支援システムの利用に係る特例)</u> <u>第8条 統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して公文書の管理及び収受に関する事務の処理を行うシステムをいう。）を利用してこの訓令に定める処理を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該処理を行うことができる。</u>
備考	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

岩手県教育委員会の主導により令和6年度から統合型校務支援システムの運用が開始され、当該システムを利用した文書の管理及び収受等が可能となることから、関連規程について所要の改正を行うもの。

議案第26号

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和5年10月25日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令

一関市立学校職員の服務規程（平成17年一関市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害時の服務) 第25条 〔略〕</p>	<p><u>目次の条ずれの改正</u> <u>(統合型校務支援システムの利用に係る特例)</u> 第25条 この訓令の規定にかかわらず、<u>統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して職員の服務に関する事務の処理を行うシステムをいう。）を利用してこの訓令に定める手続を行うときは、当該システムへの記録をもって、当該手続に係る書類の提出に代えることができる。</u> (災害時の服務) 第26条 〔略〕</p>
備考	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

岩手県教育委員会の主導により令和6年度から統合型校務支援システムの運用が開始され、当該システムを利用した服務管理（出勤及び休暇の申請等）が可能となることから、関連規程について所要の改正を行うもの。